

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和3年6月9日（水）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

（地裁委員会委員）

石川栄司，伊丹恭，勝野俊一郎，児島伸介，古根川千寿子，田宮幸夫，田村政喜（委員長），福居幸一，水間乙允，和歌哲也，和田篤（五十音順，敬称略）

（事務担当者等）

小坂茂之，小野山隆司，松本勝也，宮崎正義，野中由規，武田勇，福本浩孝，田中ゆかり，園部徳子

第4 議事

1 開会

2 新任委員紹介

3 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回の地家裁委員会合同テーマ「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う裁判所の対応及び変化について」に関する報告を行った。

4 テーマ

「刑事公判手続における被害者保護について」

- ・ 小坂裁判官から以下の説明を行った。

ア 被害者保護の諸制度・和歌山地裁における運用状況の紹介

イ 被害者に対する接遇等

ウ 犯罪被害者等への理解に関する取組の紹介

(2) 宮崎訟廷管理官から101号法廷での被害者証人への対応について，以下

の説明を行った。

ア 法廷内の配置

イ 別室にあるビデオリンク室をつないだビデオリンクシステムの実演

ウ 遮へい措置の実演

エ 証人が入廷する際の導線

(3) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士）□：3号委員（検察官）△：説明者，▲：補助者】

◎ 外部委員として検察官委員及び弁護士委員がおられるが，主に法曹三者以外の委員からの御意見等をいただきたい。検察官委員及び弁護士委員には，他の委員からの御意見等について裁判所の回答に補足していただきたい。

○ 遮へい措置とビデオリンクシステムを見学したが，これらをどのように利用するかは，誰がどのように決めるのか。

△ 被害者を証人として請求する場合，通常は検察官が裁判所に対して請求し，同時にビデオリンク措置を採られたいと申し出がくるので，最初にどのような保護措置が必要かの判断は，証人を請求する側において行うことになる。その後，反対側当事者の弁護人に意見を聞いた上で，裁判所において，証人の保護措置の必要性を判断し，必要となればビデオリンク措置を採る決定をすることになる。

□ 我々から裁判所に意見を伝えるが，被告人と証人の関係で，証人が被告人と同じ空間にいただけで心理的に圧迫を受ける場合は，ビデオリンクを選択することになる。

● 証人に来てもらう例として，性犯罪として強姦が争いになる事件では，被告人と被害者の間で争いがあり，被告人はやっていない又は合意があるとして，強姦でないと主張する場合に，弁護人側は，被害者となる証人に

は裁判所に来て、裁判官を前に法廷で直接話をしてもらいたいし、こちら
も証人の態度を見ながら話がしたいと考える。被害者は被告人と顔を合わ
せたくないと思う一方、弁護士側は直接法廷で話をして欲しいとの意見も
ある。最終的には裁判所が判断すると思っている。

◎ 裁判所，検察官，弁護士から話があったとおりである。訴訟上は，基本
的に対立する構造をとっているため，双方の意見を聞いて裁判所が決める
ことになる。法廷での説明時に，スピーカーから流れる証人の声のエコー
がかかるのか，声は変わらないのかという話があったが，例えば皆さんが
裁判員の立場であればどのような声か，証言で嘘をついていないかとい
う点も見ることになるが，エコーをかけたり声を変えたりした状態で正しい
判断ができるのかということになる。法廷は実態を明らかにする場でもあ
るため，そこはゆるがせにできないところである。

○ 一般の人にとって裁判所に来ることが大きなストレスになるため，この
ようなことを事前に経験できる機会や証言する場の空気感が分かればいい
と思う。今，話に出たように，話すトーンによって真実かどうかを問われ
るのであれば，緊張して声が震えるとそれが嘘と取られかねないため，一
般の人が事前に体験できる場を作ってもらいたい。

□ 例えば証人が裁判の雰囲気を経験したいと言った場合は，日程を調整し
て検察官が付き添った上で別の裁判を傍聴する。また，事前の打合せの中
で裁判所について，図面を使って構成なども説明している。

◎ 弁護士は，被害者の代理人になることもあるが，その点で何かあるか。

● 個人的には被害者参加の代理人になったことはないが，民事でも刑事で
もぶっつけ本番で証言してもらおう事件はないと思う。こちらがお願いして
証人に立ってもらおうので，ある程度打合せをして臨むようにしている。た
だし，刑事で被害者の証人というのは，被告人を目の前にするため，かな
り配慮されているという気がする。

● 刑事弁護人的立ち位置と被害者に寄り添う立ち位置と2つあるが、後者の立ち位置で考えたとき、弁護士が参加を勧めても最終的に決めるのは被害者である。その際は、こういう制度があると説明した上で被害者に安心してもらうよう努めている。その中で、被害者の不安、特に裁判は事件が起きて少ししてから始まるため、被害者は忘れたい過去をもう一度呼び戻すということに対して抵抗感を感じることもある。なかなか難しい問題であるが、最終的には被害者が決めることである。

○ 法曹界に関わらない者としては、法廷はテレビドラマの世界をイメージしている。先ほど法廷見学をしながら人の配置や傍聴人がいることを想像していたが、ドラマでも検察側と弁護側がやり合っていて生々しい中、自分が証人として出廷し、色々な質問をされてその場で即答するとなった場合に、正確に答えられるか自信がない。そのような場合に、ビデオリンクシステムで別室の落ち着いた雰囲気の中で、職員に守られながら答える方が、証人として出廷する際の障壁を取る手段になる気がする。また、ビデオリンクシステムを使うと、デジタル的なこととして、声を変える、顔をぼかすなどが容易にできる気がする。ただし、システムを使う側からすると、操作を間違えるリスクが高まり、物理的に衝立を立てる方法よりマイナス面が生じると思う。

○ 久しぶりに法廷に来て思ったのは、モニターが設置されていること。裁判員裁判があることも変わった点と思うが、ビデオリンクシステムは取材活動をしているときにはなく、率直にいいシステムだと思う。

取材して感じることは、プライバシーに敏感になっていること。証人といってもネットですぐにわかってしまう中、出廷しにくい方は大勢いて、ハードルを下げるという意味でビデオリンクシステムはいいと思った。ただし、色々なシステムができていっている中、衝立は昔から変わらずである。裁判は公開法廷が前提ということは理解しているが、被害者保護や証人保護

に即していないという感想を持った。

- ◎ 今の関連で、衝立を立てる場合とビデオリンクを使って別室で話を聞く場合とでは、被害者にとってどちらがいいと思うか。
- ビデオリンクの方がいい。先ほど証人席に座ったが、面前に裁判官が大勢いる中では緊張する。ところで、証人はビデオリンクシステムで法廷の全体像を見ることはできるのか。
- ◎ カメラを引くことで見ることは可能である。
- 閉鎖された別室なので、法廷全体を見ることができるのはいいと思う。
- ビデオリンクの方がこれかららしいと思うが、法廷のシーンを見て、映像を止める、消す、音声を止める等、今後、色々な組み合わせを配慮していく必要があると思う。操作ミスを防止するには、デジタル機器を専門にコントロールする技官のような担当者を付ける必要があるのではないか。また、IT機器に依存しすぎることも今後の課題になると思う。

我が社も同じようなビデオリンクシステムがあった。色々なことができると面倒であり、できなすぎると配慮が足りなくなる。

- ◎ 証人席に座った感想はあるか。
- 証人席に座って裁判員や裁判官が一斉に自分の発言に注目する場面で、本当に望まれたことを話せるか疑問である。自分ならビデオリンクシステムの方がいいと思う。コロナ禍でウェブの活用が増える現状において、私たちの回答の真意が伝わりにくくなっている。補足しないと真意が伝わらないことが課題になると思う。
- ◎ 今の点については、裁判官としても感じることもあり、ビデオリンクの方がいいと思う反面、衝立の運用がされているのは、やはり直接話をしたいということである。被害者からすればビデオリンクがいいとの話もあるが、目の前で裁判官に直接訴えたいというニーズもあるのではないか。

次に被害者に対する接遇の在り方について御意見等を伺いたい。

○ 被害者の範囲が分からない。被害者は1人なのか。更に、存命していないといけいないのか。例えば、殺人事件の場合、被害者が亡くなっていて被害者の親や子は被害者遺族になるので被害者ではないのか。被害者とは誰のことを言っているか分からないので教えてもらいたい。

△ 裁判所に来る場面を想定しているので、基本的には存命している被害を受けた本人である。存命していても事件において重大な障害を負った場合は、その代わりに参加することができる被害者と近い人も、被害者等として含まれる場合もあるが、基本的には被害を受けた本人を念頭に置いての議論になる。本人が証人であれば法廷に来て実際に被害を受けた内容を証言することになる。

○ 被害者が複数ということはないのか。

△ 例えば1つの事件で被害者が2人いる場合は、2人が被害者になる。複数の事件を一緒に裁判する場合もあり、その場合はA事件の被害者AさんとB事件の被害者Bさんということで2人が被害者参加してくるケースもある。亡くなった場合は、ご遺族が事件によって亡くなったことで受けた心の痛みを意見として述べるということになる。

◎ 県の所掌事務として被害者支援などがあると承知しているが、何か県としての取組や裁判所への出廷のアドバイスはしているのか。

○ 県では、行政、県民、事業者、支援団体等と連携して県全体で犯罪被害者等に寄り添った支援を推進するため、平成31年4月1日に「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を制定した。この条例に基づき、令和2年に基本方針や支援施策についての計画を策定した。

支援の具体的なものは大きく2つある。1つは、生活資金の貸付けである。国でも貸付けがあると承知しているが、支給までに時間を要すると聞いており支援をしている。

もう1つは、弁護士による法律相談費用について、2回を限度に負担す

る支援を行っている。また、犯罪被害に遭われた方が支援を受けられることはあまり知られていないことから啓発等の活動を行っている。裁判所に来られる際には、支援団体である紀の国被害者支援センターの支援委員が、付添人として同行していると聞いている。

○ 冒頭の説明で、被害者参加弁護士を国選で選ぶことができるとの話があったが、大事な点と思う。検察官が最初にビデオリンクの利用について判断するとの話であったが、最初から被害者に寄り添った弁護士が裁判所と交渉して意見を伝えたらよいのではないか。実態として被害者参加弁護士が付く裁判はどれくらいあるのか。

△ 統計はなく感覚的ではあるが、被害者参加があると被害者参加弁護士が国選で付くことが多い印象を持っている。

◎ 検察庁は、被害者の方に被害者参加制度の説明はするのか。

□ 説明している。弁護士会のホットラインで連絡を取り被害者参加弁護士の紹介を受けている。

◎ 未成年が被害に遭う事件もあるが、被害に遭われた若い方への接し方で気づきはあるか。

○ 裁判の場に子供たちが出ることで、加害者と接点ができ、声や様子で誰が証言したのかが伝わるのではないかと懸念がある。一方、子供たちは正義感から裁判に出て証言しようという気持ちの者は多数いると思う。子供の考えを聞いた上で、法廷の場、別室を使用する等の使い分けをしてもらいたい。

○ 持込み検査はどの程度厳密にしているのか。例えば、傍聴席に良からぬ意思を持った者がいて、証言させないように誰が来たか録音等をして後ほど脅すネタに使われることはないか。

▲ 手荷物検査は、庁によって入庁の際に検査を行っているところもあるが、和歌山地裁は入庁時の手荷物検査は行っていない。法廷の検査は、裁判官

の訴訟指揮によっており、事案ごとに必要性が考えられている。検査内容については、持ち物、身体を含めて検査を行っており、ハンディ式又はゲート式金属探知機により行うが、もっぱらハンディ式が多い。手荷物については、不審な物が入っていないかを検査している。

- ◎ 被害を受けた方への取材で、裁判所に参考になることはあるか。
- マスコミの中で問題となっている加熱取材、メディアスクラム、家に押しかけるなどがあるが、遺族やお知り合いの方から話を聞きたいというせめぎ合いがあり、答えが出ない状況にある。どこまで信頼関係を築けるかにもよる。子供さんを取材する際は、誘導や傷つけることは論外であり、都合のいいことだけを聞き出さないことにも気を付けている。
- ビデオリンク方式を見て、裁判官、裁判員又は書記官の大変さ、手続上、1つのミスも許されないのだと思った。ある経営者と話をしたときに、コロナ禍で営業が対面でできない中、納得度を目の動きで判断するという話を聞き、ビデオリンク方式で証人の真意を判断することは、裁判官でも大変であるのに、裁判員でそれができるのかと思った。
- 我が社では、被害者支援センターからの依頼を受け、自動販売機を設置している。売り上げの数パーセントが被害者支援につながるというものである。

5 次回委員会の意見交換テーマ

民事訴訟手続のIT化について

6 次回委員会の開催日時

令和3年11月24日（水）午後1時30分

7 退任委員挨拶

8 閉会